## 岩手県告示第795号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成26年11月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 川口工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字茂里花54番地3
    - ウ 代表者の氏名 佐藤安信
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-23) 第5955号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月31日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成26年10月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐藤工夢店株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町曽慶字砂子田14番地2
    - ウ 代表者の氏名 佐藤誠
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第80049号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、管工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成26年10月29日付けで土木工事業、管工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。